



東日本大震災・女性支援ネットワーク *Rise Together for Women in East Japan Disaster*

2014. 01. 31 男女共同参画会議 監視専門調査会 防災・復興ワーキング・グループ(第3回) 追加資料6-2

東日本大震災「災害・復興時における 女性と子どもへの暴力」に関する事例調査

東日本大震災女性支援ネットワーク 吉浜美恵子¹

共同研究者: 柘植あづみ²、ゆのまえ知子³、池田恵子⁴、正井禮子⁵

1. ミシガン大学社会福祉学大学院
2. 明治学院大学社会学部
3. 北京ジャック
4. 静岡大学教育学部
5. ウィメンズネットこうべ

調査の概要

- 加害・被害の実情を把握するための調査。（数量を把握するための調査ではない）
- インフォーマントによる報告調査：被災地で支援に関わっている相談員やボランティア、専門職(助産師、医師、臨床心理士、保健師など)の方が事例を報告
- 2011年10月～2012年12月 有効回答82票
(被害者1名について1票 unduplicated cases)
福島27、宮城29、岩手14の他、山形、富山、埼玉、東京など
- 調査内容**：加害・被害の状況、加害者の年代や被災状況、被害を受けた女性・子どもの年代や被災状況、求援行動、援助者の対応など、援助者が考える必要な支援など



報告された加害・被害 (N=82)

	人	
夫・元夫による暴力	40	} DV (45件)
現在および過去の交際相手による暴力	5	
同意のない性交の強要(強姦・強姦未遂)	10	} DV以外 (37件)
その他のわいせつ行為、性的ないやがらせ	19	
家族による暴力	4	
近所の人、親戚からの暴力	4	

被害者の年齢、加害者の年齢とも、20歳未満～60歳代以上と多岐にわたっていた

暴力が主にふるわれた場所

		DV	DV以外
自宅（被災前からの住居）		26	5
震災後に 避難・転居 した場所	避難所*	8	19
	仮設住宅	3	3
	その他の避難・転居先 （親戚・知人の家など）	7	4
その他（車、路上、ボランティア活動の場など）		-	6
不明		1	

* 報告された事例のなかでは、寝食を共にする場や共用スペースが比較的多かった

加害者（被害を受けた女性・子どもとの関係）

	DV	DV以外
夫・元夫	40	
交際相手・過去の交際相手	4	
家族(親、祖父、きょうだい、息子、 義理の家族など)	3	9
避難所の住人やリーダー	—	19
震災支援者・ボランティア	—	6
震災対応をしている同僚、支援して いる相手など	—	5
友人・知人・顔見知りの人	—	3
見知らぬ人	—	6

災害時の女性への暴力

1. 災害以前から存在していた構造的な格差がより拡大される (女性がより脆弱な立場に置かれる/男性の優位性が増強する)
1. 災害以前から存在していた女性や子どもの脆弱性*が、より表面化・可視化 (それによって標的とされやすくなる)
2. 災害時に、性別・ジェンダーに基づく規範が強まる
3. 災害時に、女性の客体化がすすむ
4. 災害時に、性に基づく暴力への許容度が高まる
5. 災害対応に関する意思決定の場に女性が参画できず、女性の声が届かない

などの要因が複雑に絡まりあい、経済的にも社会的にも弱い立場にある女性が搾取の標的になりやすい。

*脆弱性vulnerabilityは、内在する「もろさ・弱さ」ではなく、社会文化的な要因によって、安全や健康、尊厳、権利などが脅かされやすい立場 (に置かれている) という意味。

(報告書第3章)



報告された夫・交際相手による暴力

- 震災前から暴力が継続している事例が多い。震災と加害の関係は多様だが、震災後に深刻化したり、震災をきっかけに再発するケースも報告された。
- 無料ホットラインの存在が広く周知されたので、はじめて相談につながったケースが報告された。
- 一方で、震災後、我慢を周囲から強いられたり、自ら強いたりすることもあり、声をあげにくい状況もある。
- 自分がDVを受けているという認識がない場合や、夫が暴力をふるうのは災害のストレスや、自分が悪いからなどと感じている場合も多い。
- 被害は潜在化、求援助には時間がかかる→**継続支援が必要**
- 被害は深刻、回復には時間がかかる→**継続支援が必要**
- 加害者および加害をはたらく可能性のある人への警告や加害者への介入が重要



報告された性暴力

- 生活の場（避難所の居住スペースや共用スペースなど）での性暴力
- 子ども(女児、男児とも)への性暴力が報告された
- 顔見知りの者による加害が多く報告された
- 脆弱性*が可視化：生活状況が他者に知られる；家族、夫がいないことによる脆弱性*
- 地位・立場を利用した**対価型性暴力・搾取**
 - 物資の采配など避難所の運営に権限を持つリーダーによる性的搾取
 - “ひとり者”が標的に
 - 拒絶したり加害・被害を訴えた際の報復への恐怖
- 避難所や仮設住宅での被害は、加害者が顔見知りであるため、報復がこわい、きまずくなる、など声をあげにくい状況がある
- 求援助および回復まで時間がかかる→**継続支援が必要**
- 加害者および加害をはたらく可能性のある人への警告や加害者への介入が重要

* 脆弱性vulnerabilityは、内在する「もろさ・弱さ」ではなく、社会文化的な要因によって、安全や健康、尊厳、権利などが脅かされやすい立場（に置かれている）という意味。

二次加害や不適切な・理解のない対応

医師、警察、相談員

- 「実害はない」
- 「あなただけが不幸だと思うな」
- (避難所での強姦未遂の事例) 警察は、両者から事情を聞いた後、両者をそのまま同じ避難所にかえした

上司・ボランティアのリーダー

- 「たいしたことない」
- (被災者が加害した事例) 被災者のつらい状況を理解していない、と被害者を非難した

家族・親族、友人・同僚・隣人など

- 信じなかった・敬遠した・相談にのらなかった
- 「お前の態度が悪いからだ」

→ 実務者の研修が必要。
座学では限界がある

→ 個々のボランティアへの研修に加えて、ボランティアリーダーおよびボランティアを派遣する団体の管理者への研修が必要

→ 加害を許さない社会規範の形成と地域ぐるみの対応が必要
→ バイスタンダー研修、啓発が重要



調査結果から指摘される課題と提言

災害時には、平常時から存在する女性や子どもの脆弱性*が増強することを踏まえ、

1. 災害時の環境的要因を考慮した暴力防止と対応
2. 暴力の構造に呼応した対応が必要
3. 被害を受けた女性と子どもの多様性に対応した暴力防止と対応
4. 加害を防ぐ
5. より効果的な相談、支援体制の構築
6. 災害対応および支援関係者への研修
7. 効果的な対応や体制の強化
8. 災害対応に関する意思決定への女性の参画と男性との協働

*脆弱性vulnerabilityは、内在する「もろさ・弱さ」ではなく、社会文化的な要因によって、安全や健康、尊厳、権利などが脅かされやすい立場（に置かれている）という意味。



国連決議、国際的ガイドラインやマニュアル

性（ジェンダー）に基づく暴力への対応

- 性に基づく暴力の予防と対応に関するガイドライン(UNIASC, 国連機関間常設委員会 2005)
- 難民女性に対する性的暴力について：防止および対応に関するガイドライン (UNHCR, 2003)

ジェンダー視点での災害対応

- 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(UN Commission on the Status of Women, 2012)
- Making disaster risk reduction gender-sensitive: Policy and practical guidelines (UN, 2009)

人権の視点からの災害対応

- 被災者の保護： IASC人権と自然災害に関する運用ガイドライン (2006)
- 人権と自然災害：自然災害時の人権保護に関する運用ガイドラインとフィールドマニュアル (UNIASC, 2008)
- スフィア基準(Sphere Project, 2011) およびH A P基準 2010(HAP Intl, 2011) など



東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する事例調査

報告書の注文・問い合わせは：

東日本大震災女性支援ネットワーク

〒113-0023 東京都文京区向丘1-7-8

電話：03-3830-5285

FAX: 03-3830-5285

E-mail : office@risetogetherjp.org

